（様式４）

**令和６年度任用高知県公立学校定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員**

**選考審査における確認票**

所属　　　　　　　　職名　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　※既に退職している方は退職時点での所属、職名を記入してください。

**定年前再任用短時間勤務・暫定再任用（以下「再任用」という。）選考申請にあたりましては、審査案内等を参考に下記の項目を確認して下さい。確認できましたら、□にチェックを入れて下さい。**

**【再任用の任期について】**

**□**　再任用については、**令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの１年間**が任期となります。その任期の１年間を、継続して勤務することが、再任用の条件となりますので、健康面には、十分留意してください。健康面について、特記事項がありましたら、記入してください。

　　【**年金の接続と選考について（暫定再任用）】**

**□**　老齢厚生年金の支給開始年齢の段階的な引上げに応じ、下の表の受審資格【1】に該当する

　　　場合と【2】に該当する場合では年金の接続に関する考え方が異なりますので、ご注意ください。

**【1】に該当する場合**：選考にあたっては、面接及び健康診断の結果並びに勤務実績を総合

　的に判断しますが、その際には年金の接続にも配慮します。

**【2】に該当する場合**：すでに年金支給の年齢に達している場合は、年金の接続を優先した

再任用の対象となりません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 退職年度 | 生年月日 | R6.4.1  現在年齢 | 年金支給  開始年齢 | 受審資格 |
| 令和元年度末 | S34.4.2～S35.4.1 | 64歳 | 64歳 | 【2】年金接続を配慮しない |
| 令和２年度末 | S35.4.2～S36.4.1 | 63歳 | 64歳 | 【1】年金接続を優先 |
| 令和３年度末 | S36.4.2～S37.4.1 | 62歳 | 65歳 | 【1】年金接続を優先 |
| 令和４年度末 | S37.4.2～S38.4.1 | 61歳 | 65歳 | 【1】年金接続を優先 |
| 令和６年度末 | S38.4.2～S39.4.1 | 60歳 | 65歳 | 定年前再任用短時間勤務 |

　なお、年金の支給は、誕生日の前日の属する月の翌月分（誕生日が月の初日の場合は当月分）からの支給となります。

**【勤務条件について】**

※詳細につきましては別紙（令和５年度における再任用職員の勤務条件等）を参照ください。

**□**　常時勤務（ 昭和38年４月２日から昭和39年４月１日までに生まれた者は該当しません。）の場合は、一般の常時勤務職員と同じで、週５日、１日当たり７時間４５分勤務です。休暇については、一般の常時勤務職員と同様です。

　　　　短時間勤務の場合は、週２日から週５日までのいずれか、１日６時間または７時間４５分の勤務形態になります。休暇については、一般の常時勤務職員とほぼ同様ですが、年次有給休暇等は取得できる日数の上限が、勤務形態により異なります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〈裏面に続きます〉

**□**　従事する職の職務に応じた給料月額が支給されます。昇給はありません。

　　　※希望する職について、適用給料表で確認してください。（教諭：275，900円など）

　　　　支給されない手当等として、生活関連手当（扶養手当、住居手当）、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当、退職手当があります。期末・勤勉手当の支給月数は正規職員とは異なります。その他の手当は、一般の常時勤務職員と同様です。

**□**　年金について、常時勤務の場合は、共済組合員となりますので、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。短時間勤務の場合は、勤務形態に応じて支給されます。

**□**　服務については、一般の常時勤務職員と同じです。

**【業務・勤務地等に関する確認事項】**

**□**　職については、管理職の再任用の場合は、人事異動方針に示された登用の観点以外に、登用

ポスト数（定数）や人材育成などの関係で、審査案内の別表にあるように、必ずしも、その職での再任用を約束するものではありません。また、主幹教諭及び指導教諭についても教諭として、また事務長及び総括主任は主幹として任用される場合もあります。

**□**　業務内容については、一般の教職員と同様、校長の校務分掌計画に従って勤務しますので、

必ずしも希望どおりとならない場合があります。

**□**　勤務地については、第１希望から申込書に記載してもらい、基本的には通勤圏内の配置を考慮しますが、確約はできません。配置先については、人事異動での発表となります。

**【その他の確認事項】**

**□**　審査結果通知は、12月下旬を目途に、本人宛に送付します。その際、「任用する職」「勤務形

態」「勤務地域」について明示します。同意の場合は同意書を、辞退の場合は辞退届を、指定さ

れた日（１月上旬予定）までに送付ください。

**□**　審査結果通知後、病気など、何らかの都合で１年間の勤務ができない状態になった場合は、教職員・福利課担当にご連絡ください。

**□**　再任用職員はあくまでも「新たな採用」ですので、一般の教職員と同じ条件のもとでの勤務

となります。また、人事評価も行うこととなります。

※質問等がありましたら、記入してください。

高知県教育委員会事務局　教職員・福利課